

## 収納対策等に関する参考資料

- (1) 納付率向上に向けた戦略 . . . . . 1
- (2) 公的年金制度全体の納付状況等 . . . . . 2
- (3) 国民年金保険料の納付率等について . . . . . 3
- (4) 国民年金保険料に係る納付環境の整備について . . . . . 4
- (5) 社会保険料（国民年金保険料）控除証明書の発行について . . . . . 5
- (6) 国民年金保険料強制徴収について . . . . . 6
- (7) 国民年金保険料収納事業にかかる市場化テストモデル事業について . . . . . 7
- (8) ハローワークと連携した国民年金の手続等の周知について . . . . . 8
- (9) 若年者納付猶予制度について . . . . . 9
- (10) 国民年金保険料の多段階免除制度について . . . . . 10
- (11) 学生納付特例制度について . . . . . 11
- (12) 年金制度を理解していただくための取組（広報）について . . . . . 12
- (13) 年金教育の推進について . . . . . 14
- (14) 年金相談及び年金個人情報提供の実施状況について . . . . . 16
- (15) ねんきん定期便の概要について . . . . . 17

# 納付率向上に向けた戦略

## 納めやすい環境づくりの整備

- 口座振替の推進
- 口座振替割引制度の導入 (H17.4~)
  - (口座振替率)
  - 16年度末 17年度末 18年度末目標
  - 37% → 40% → 42%
  - 651万人 660万人
- 任意加入者の口座振替の原則化 (H20.4~)
- コンビニ納付の導入 (H16.2~)
  - 17年度利用状況 589万件
- インターネット納付の導入 (H16.4~)
  - 17年度利用状況 14万件
- クレジットカード納付の導入 (H19年度~)
- 税申告時の社会保険料控除証明書の添付義務化 (H17.11~)

## 集納者

市町村からの所得情報

高所得層

中間層

低所得層

## 納付督促の実施

### 催告状(手紙)

H16年度 4,021万件  
H17年度 3,418万件

### 電話

H16年度 649万件  
H17年度 823万件

### 戸別訪問(面談)

H16年度 1,341万件  
H17年度 1,774万件

### 集合徴収(呼出)

H16年度 1,929万件  
H17年度 1,952万件

全社会保険事務所単位で行動計画の策定・進捗管理(H16.10~)

## 免除などの周知・勧奨

免除や学生納付特例(学生間の保険料納付を猶予した後で納付できるしくみ)を周知・勧奨し、年金権を確保、年金額を増額

- ハローワークとの連携による失業者への免除制度の周知 (H16.10~)
- 若年者納付猶予制度の導入 (H17.4~)
- 免除基準の緩和・免除の遡及 (H17.4~)
- 申請免除手続の簡素化 (H18.7~)
- 多段階免除制度の導入 (H18.7~)
- 法定免除手続の簡素化 (H19年度~)
- 学生納付特例の申請手続の簡素化 (H20.4~)

## 強制徴収の実施 不公平感の解消と波及効果

	16年度	17年度
最終催告状	31,497件	172,440件
納付等	18,349件	54,896件
財産差押え	565件	6,975件

平成18年度 35万件、最終的に60万件実施可能な体制を構築

効率化により強制徴収へ要員シフト

- 電話納付督促の外部委託 (H17.4~数値目標設定)
- 面談による納付督促に成果主義を導入 (H17.10~)
- 市場化テストによる民間ノウハウの活用 (H17.10~)

## 事業主との連携

事業主からの情報提供及び保険料納付の勧奨等に関する協力 (H19年度~)

## 国民健康保険(市町村)との連携

未納者に対する短期の国民健康保険被保険者証の交付など (H20.4~)

## 社会保険制度内の連携

保険医療機関等・介護サービス事業者・社会保険労務士に対し、関係団体から納付勧奨 (H20.4~)、長期未納の場合は指定等を行わない (H21.4~)

## 広報・年金教育等

- 年金制度の安心感、有利性をわかりやすく伝え国民の不安を払拭
- 学生・生徒に対し、年金制度の意義等に関する理解を促進
- ねんきん定期便等、きめ細かい情報・サービスの提供

※下線部は、今般法律等により新たに措置する事項

## 公的年金制度全体の納付状況等

○ 未納者（平成17年度末までの過去2年間の保険料が未納となっている者）は約374万人、未加入者は約27万人。  
公的年金加入対象者全体でみると、約94%の者が保険料を納付（免除を含む。）。

※ 未納者と未加入者を合わせた約401万人は、公的年金加入対象者数の5.7%。

《公的年金加入者の状況（平成17年度末）》

(7,076万人)

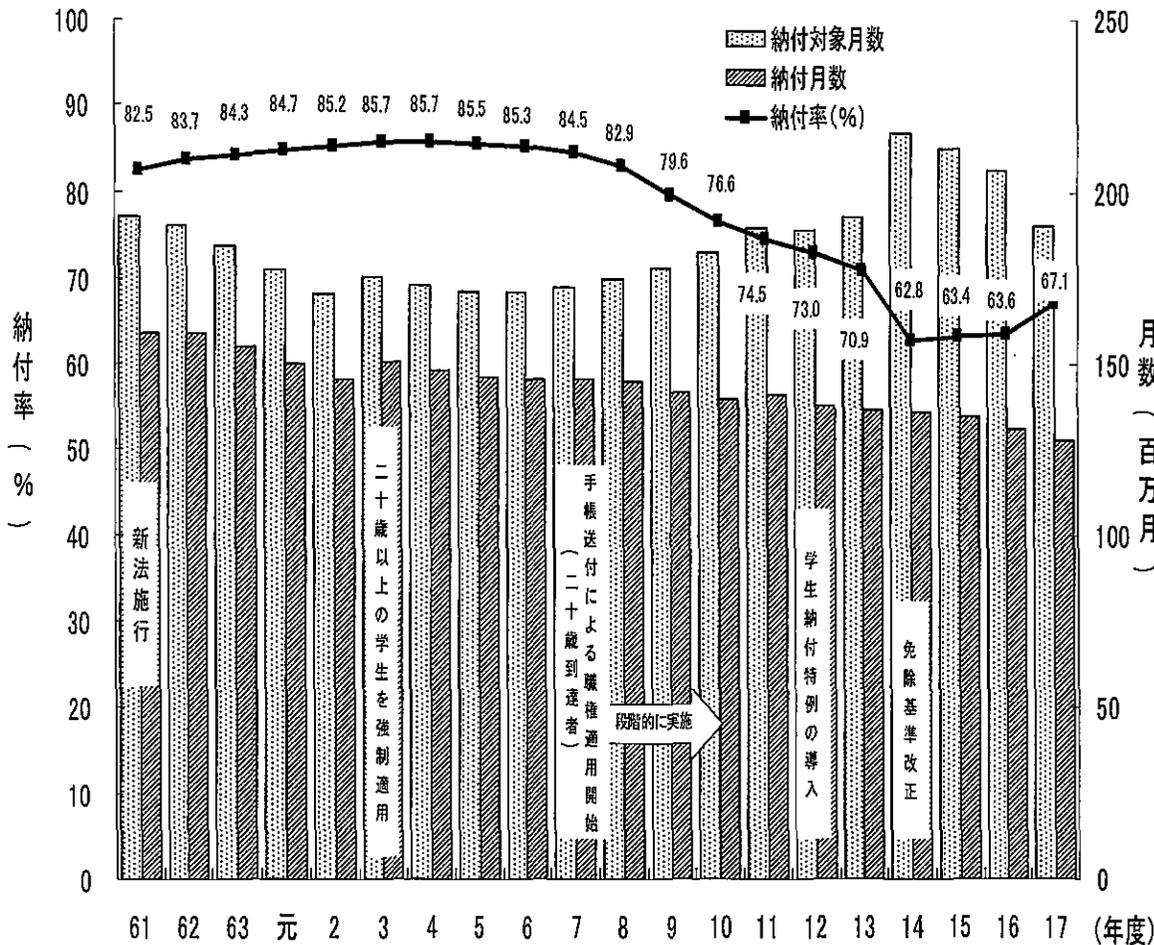
公的年金加入者 (7,049万人)				
第1号被保険者 (注1) 2,190万人		第2号被保険者 (3,766万人)		
免除者328万人 特例者・猶予者 210万人	保険料納付者	厚生年金保険 (注1) 3,302万人	共済組合 464万人 (注4)	(注1) 第3号被保険者 1,092万人
未納者 374万人 (注3) 第1号未加入者 27万人		} 401万人		

(注2)

- (注)1 平成18年3月末現在。第1号被保険者には、任意加入被保険者(33万人)を含めて計上している。  
 2 公的年金加入状況等調査の平成13年結果及び平成16年結果を線型按分した推計値。  
 3 未納者とは、24か月(16年4月～18年3月)の保険料が未納となっている者。  
 4 平成17年3月末現在。  
 5 ( )内は、時点が異なる数値を単純合計して得られた暫定値。

# 平成17年度の国民年金保険料の納付率等について

～ 納付率は下げ止まりから反転へ ～



**平成17年度の納付率は、67.1%**  
(対前年比+3.5%)

\* 免除等の不適正処理分の影響=△0.7%を除いたもの

$$\text{納付率}(\%) = \frac{\text{納付月数}}{\text{納付対象月数}} \times 100$$

・納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（法定免除月数・申請全額免除月数・学生納付特別月数・若年者納付猶予月数を含まない。）であり、納付月数はそのうち当該年度中（翌年度4月末まで）に実際に納付された月数である。

## 納付率の推移

	14年度	15年度	16年度	17年度
14年度分保険料	62.8%	65.4%	66.9%	
15年度分保険料		63.4%	65.6%	67.4%
16年度分保険料			63.6%	66.3%
17年度分保険料				67.1%

※ 時効前（納期から2年以内）に納付する者を含めると約7割が納付

(目標納付率)

16年度目標	17年度目標	18年度目標	19年度目標
65.7%	69.5%	74.5%	80.0%

15年8月に国民年金特別対策本部において、中長期的な目標納付率（80%）を設定。  
16年10月に行動計画において、年度別の目標納付率を設定。

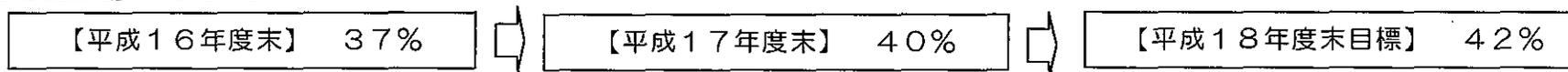
## 国民年金保険料に係る納付環境の整備について

国民年金保険料の収納に関しては、口座振替の利用を促進するとともに、納めやすい環境を整備するため、コンビニエンスストアやインターネットによる保険料の納付を実施している。今般、これらに加えて、クレジットカードによる保険料の納付について、平成19年度中の実施が可能となるよう法的整備を進める。

### 1. 口座振替

保険料の割引（平成17年4月から実施）や納め忘れの防止などのメリットを周知することにより、口座振替による納付の促進を図る。

【口座振替の利用率】



### 2. コンビニ納付（平成16年2月から実施）

（利用状況）

平成16年度	347万件
平成17年度	589万件

### 3. インターネット等を活用した電子納付（平成16年4月から実施）

（利用状況）

平成16年度	7万件
平成17年度	14万件

### 4. クレジットカード納付の導入（平成19年度中に開始）〈改正事項〉

クレジットカード納付を導入し、事務の効率化と納付率の向上を図り、口座振替による納付と合わせて、利用率50%を目指す。

## 社会保険料（国民年金保険料）控除証明書の発行について

### 1 概要

- 平成17年分の所得から、国民年金保険料について社会保険料控除として申告する場合は、納付したことを証明する書類を年末調整又は確定申告の際に添付等することが義務付けられた（所得税法等の一部改正）。
- このため、平成17年度から、国民年金保険料の納付額を証明する書類として、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」を発行した。

### 2 発行の時期と対象者

- ① 11月発行分 平成17年1月1日から9月30日までの間に保険料の納付があった方に、平成17年11月2日から11月4日までの間に発送（約1350万通）
- ② 2月発行分 平成17年10月1日から12月31日までの間に、平成17年中はじめての保険料の納付があった方（①で発行済みの方を除く。）に、平成18年2月1日から2月3日までの間に発送（約78万通）

### 3 控除証明書に関する照会対応

控除証明書専用ダイヤルTEL.0570-00-9911（平日9:00~17:00）を設置して対応した（平成17年11月4日から平成18年3月17日まで）。

- 控除証明書専用ダイヤルの実施状況（平成17年11月4日から平成18年3月17日まで）

※ 社会保険事務所等で対応した件数を除く。

総入電数：268,430件、総応答呼数 161,490件（応答率60%）

照会内容内訳（重複カウントあり）

控除証明書に係る一般的な照会	137,397件
国民年金等に関する一般的な照会	15,525件
その他の照会	19,771件

再発行件数（控除証明書専用ダイヤルに限る）57,792件

# 国民年金保険料の強制徴収について

## 【取組】

十分な所得がありながら、度重なる納付督促に応じない未納者に対しては、きちんと保険料を納めていただいている方との公平の観点から厳正な対応が必要。  
 こうした観点から、上記のような未納者に対し、強制徴収の着手を推進しており、対象を逐次拡大していくこととしている。

## 【実績】

最終催告状を送付した（強制徴収のプロセスに入る）件数。

15年度 9,653件 ⇒ 16年度 31,497件 ⇒ 17年度 172,440件

## 【今後の取組】

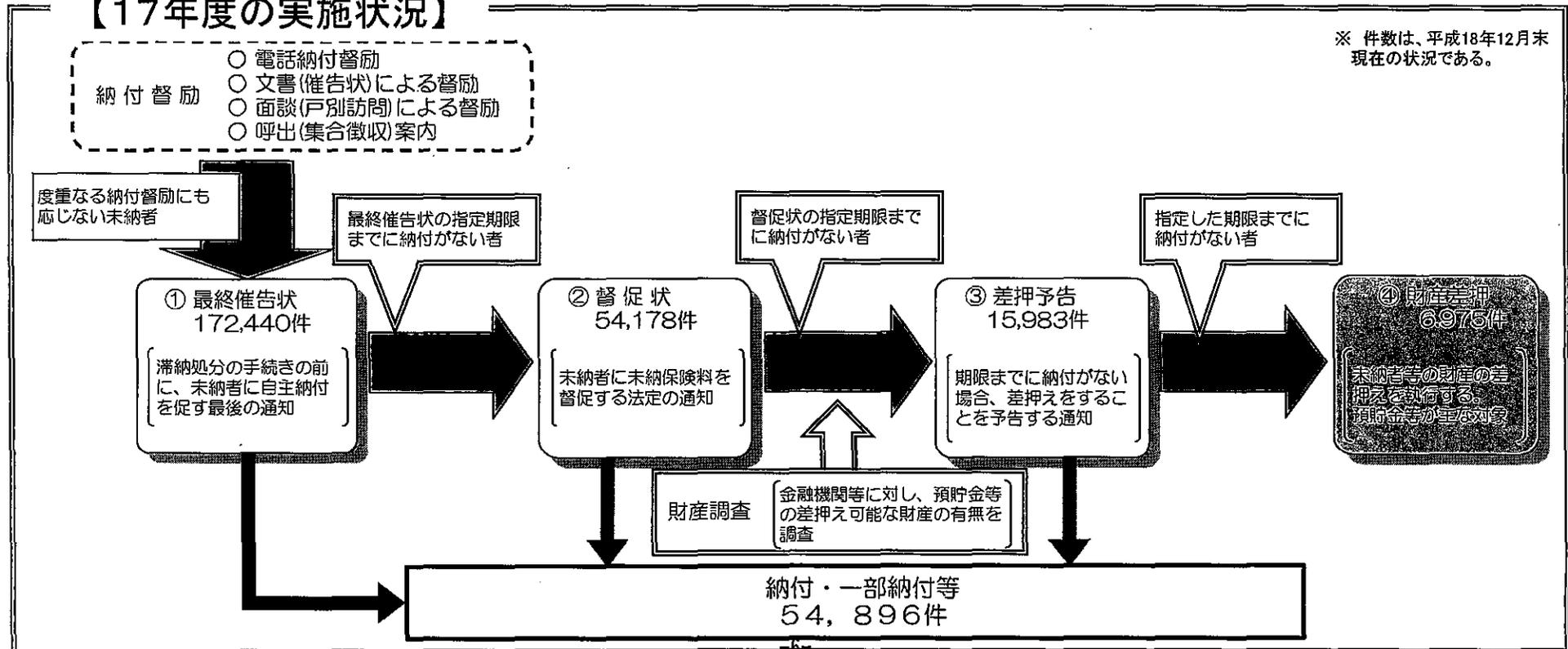
18年度は、最終催告状を35万件とし、将来的には人員体制を整えた上で60万件を目標に実施を目指す。

## 【17年度の実施状況】

納付督促

- 電話納付督促
- 文書(催告状)による督促
- 面談(戸別訪問)による督促
- 呼出(集合徴収)案内

※ 件数は、平成18年12月末現在の状況である。



# 国民年金保険料収納事業にかかる市場化テストモデル事業について

## 1. 目的

「規制改革・民間開放の推進に関する第1次答申」(平成16年12月24日規制改革・民間開放推進会議)に基づき、社会保険庁が実施している国民年金保険料の収納業務のうち、強制徴収や免除勧奨を除く納付督促業務等を包括的に委託し、民間事業者の創意工夫やノウハウの活用により、収納率の向上を図るとともに、当該業務の質及びコストに関する官民間の透明・中立・公正な比較を実施する。

## 2. 委託の範囲

国民年金保険料の未納者に対する納付督促業務、被保険者からの委託に基づく保険料の納付受託業務、口座振替の獲得業務、記録の管理及び報告を包括的に委託。

## 3. 対象社会保険事務所及び受託事業者

### (1) 平成17年度～

#### 5箇所 (実施期間：平成17年10月～平成18年9月)

- |                |   |                   |
|----------------|---|-------------------|
| ①弘前社会保険事務所(青森) | } | (株)もしもしホットライン     |
| ②宮崎社会保険事務所(宮崎) |   |                   |
| ③足立社会保険事務所(東京) | } | イー・シー・エス債権管理回収(株) |
| ④熱田社会保険事務所(愛知) |   |                   |
| ⑤平野事務所(大阪)     |   |                   |

### (2) 平成18年度(継続分)(受託事業者は新たな入札により決定)

#### 5箇所(実施期間：平成18年10月～平成19年9月)

- |                |   |               |
|----------------|---|---------------|
| ①弘前社会保険事務所(青森) | } | (株)トライアイ      |
| ②足立社会保険事務所(東京) |   |               |
| ③熱田社会保険事務所(愛知) | } | (株)もしもしホットライン |
| ④平野事務所(大阪)     |   |               |
| ⑤宮崎社会保険事務所(宮崎) |   |               |

### (3) 平成18年度(新規分)

#### 30箇所【拡大】(実施期間：平成18年7月～平成19年9月)

- |                         |                    |                        |                    |
|-------------------------|--------------------|------------------------|--------------------|
| ①茨城地区(水戸北、水戸南)          | …(株)もしもしホットライン     | ⑧神奈川地区(厚木、相模原、横須賀、鶴見)  | …(株)もしもしホットライン     |
| ②埼玉中北部地区(熊谷、浦和)         | …(株)もしもしホットライン     | ⑨愛知地区(名古屋西)            | …(株)もしもしホットライン     |
| ③埼玉中西部地区(川越)            | …(株)もしもしホットライン     | ⑩京都地区(下京)              | …イー・シー・エス債権管理回収(株) |
| ④千葉北部地区(佐原、松戸)          | …(株)もしもしホットライン     | ⑪大阪地区(難波、今里、福島、大手前、城東) | …(株)もしもしホットライン     |
| ⑤千葉南部地区(木更津)            | …(株)トライアイ          | ⑫兵庫地区(三宮、兵庫)           | …イー・シー・エス債権管理回収(株) |
| ⑥東京東部地区(上野、江戸川、荒川、墨田、港) | …(株)もしもしホットライン     | ⑬福岡地区(中福岡)             | …(株)トライアイ          |
| ⑦東京西部地区(新宿、渋谷、武蔵野)      | …イー・シー・エス債権管理回収(株) |                        |                    |

## 4. 公共サービス改革法

- 「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(以下「公共サービス改革法」という。)」において、国民年金保険料の収納事業が対象事業として規定された。
- 上記モデル事業終了後は、引き続き公共サービス改革法に基づく国民年金保険料収納事業として実施を予定。  
(平成19年10月より、95箇所を対象として実施予定)

# ハローワークと連携した国民年金の手続等の周知について

## 1. 現状

ハローワークとの連携により、失業者に対し、国民年金の種別変更の手続や特例免除制度の周知を図っている。

### (1) 社会保険事務所等が協力を依頼している事項

#### ① 雇用保険受給者初回説明会等（以下「初回説明会等」という。）における周知

- ・ 初回説明会等において、種別変更届及び保険料免除制度に関するチラシ、保険料免除申請書等の用紙を配布。
- ・ 必要に応じて初回説明会等に社会保険事務所の職員等を派遣し、国民年金の手続等について説明。

#### ② ハローワークの窓口における周知

- ・ 種別変更届及び保険料免除制度に関するチラシ、保険料免除申請書等の用紙を窓口にも備え付け、必要に応じ失業者等に配布。

### (2) 実施状況（平成18年5月末時点）

- 届出周知用チラシ、保険料免除申請書等用紙の配布      合計 574か所（総数 591か所〈18年5月末現在〉）  
（初回説明会等で配布しハローワークにも備え付け 464か所、 初回説明会等で配布のみ 44か所、 備え付けのみ66か所）
- 初回説明会等における手続の周知      合計 240か所  
（ハローワーク職員が説明123か所、社会保険事務所職員が説明117か所）

## 2. 今後における連携強化

- 初回説明会等に派遣された社会保険事務所職員が、種別変更届等をその場で受理できるようにする（その場で受理できない場合には、社会保険事務所あての封筒等をハローワーク職員が配布し届書等の送付先を周知する）こと。
- 初回失業認定時において受給者に対し手続を完了したかどうかを確認し、必要に応じてチラシ、保険料免除申請書等の用紙をハローワーク職員が配付して手続を周知すること。